

# 一般財団法人Nスポーツコミッションなよろ

## スポーツ大会等開催協力助成金取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、一般財団法人Nスポーツコミッションなよろ（以下「当法人」という。）の定款第4条1号に定める事業の一環として行うスポーツ大会等開催協力助成に関し、必要な事項を定める。

(交付基準)

第2条 この助成金は、当法人予算の範囲内において行い、その額は会長が定める。

(助成対象団体)

第3条 この助成の対象となる団体は、名寄市内のスポーツ種目を統括する団体（加盟団体等）で、市民を対象にした大会及び教室、講習会等を実施した団体を対象とする。

2 前項の他、種目の性格上、市民を対象とした事業が困難と思われる加盟団体等については、その活動内容及び実績等を考慮し、市民皆スポーツの普及振興に寄与していると思われる場合は、助成対象団体とする。

(助成の種類及び交付額)

第4条 この助成の種類は、次に掲げるものとし、1団体につき1事業年度1回の交付とする。

- (1) 市民大会開催助成（市民を対象とした大会）
- (2) 市民教室等開催助成（市民を対象とした教室・講習会等）
- (3) 市民スポーツ活動助成（第3条第2項に係るもの）

(助成申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする加盟団体等は、スポーツ大会等開催協力助成金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、会長に申請しなければならない。

(1) 前条（1）「市民大会開催助成」申請の添付書類

- ア、開催要項
- イ、プログラム
- ウ、参加者名簿
- エ、成績表

(2) 前条（2）の「市民教室等開催助成」申請の添付書類

- ア、開催要項
- イ、プログラム
- ウ、参加者名簿
- エ、講師等名簿

(3) 前条（3）「市民スポーツ活動助成」申請の添付書類

- ア、総会資料（事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書）
- イ、会員名簿
- ウ、その他活動内容等が明確に解る書類

(助成金交付決定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金等の額を決定し、スポーツ大会等開催協力助成金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第7条 会長は、助成団体等が次のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定を取り消し、又、既に交付した助成金の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を目的外に使用したとき

(委 任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要領は平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領は令和7年 月 日から施行する。